

(仮称) 協働プレイス 施設利用案内



「(仮称) 協働プレイス」はガラス張りの区民交流スペースを中心に、

誰もが気軽に立ち寄れて、参加できるオープンな施設です。

さまざまな活動が同じ空間で行われることで、区民の方たちの新たな出会いや交流が生まれ、

協働へと発展していくことを目指しています。

利用にあたっては活動がより広がるよう、他活動団体とのマッチング、

施設の利用日時や場所の調整、情報発信などをサポートしていきます。



世田谷区
SETAGAYA CITY



■ 基本情報	2
■ 各施設紹介	
区民交流スペース〈東棟 1 階〉	4
区民交流室〈東棟 2 階・西棟 2 階〉	6
広場・ピロティ〈1 階〉	7
屋上庭園〈東棟 6 階〉	8
エントランスホール〈東棟 1 階〉	9
■ 利用方法	10
■ 施設で実施できる活動	11
■ 施設利用協力金（施設使用料）	12
■ ご利用にあたって	
使用時間について	13
時間帯による活動制限について	13
Wi-Fi について	13
駐輪場、駐車場や広場等への車両の進入について	13
音・パフォーマンス・イベント等について	14
飲食の販売・提供、物販について	14
飲酒について	14
喫煙について	14
清掃及びごみの処分方法について	14
火気使用（調理）について	14
安全管理・緊急時対応について	14
退出時について	15
禁止事項・利用制限について	15
損害の賠償について	15



区民交流スペース内（イメージ）



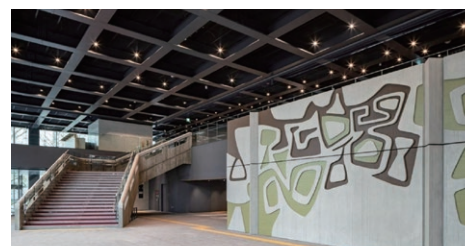
区民交流室（イメージ）



広場（イメージ）



屋上庭園（イメージ）



エントランスホール



ピロティ（イメージ）

<備品>

各スペースごとに無料でご利用いただける備品をご用意しています。

※数に限りがございます

※設置・撤去は利用者様でお願いします

備品一覧はこちら
(PDF データ)



基本情報

名 称 (仮称) 協働プレイス

住 所 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

TEL 070-3601-5412 (10月31日まで受付時間 平日10:00～17:00)
03-5432-2244 (11月1・2日は受付時間 平日10:00～17:00)、
(11月3日から受付時間 9:00～21:30 ※休館日を除く)

運営時間 9:00～22:00

(区民交流スペース 活動を伴わない個人利用は8:30～22:00、屋上庭園 東棟は9:00～17:00、
広場・ピロティは24時間通行可能)

受付時間 9:00～21:30

休 館 日 年末年始(12月29日～1月3日)

全館停電による電気設備点検日(年1回 ※12月または1月)

アクセス 電車：東急世田谷線「松陰神社前駅」または「世田谷駅」徒歩各5分

バス：「世田谷区民会館」下車すぐ／

「世田谷区役所入口」下車徒歩6分／

「世田谷駅前」下車徒歩7分

※専用の駐輪場・駐車場はございませんので公共交通機関の利用をお願いします(但し、
主催者のみ事前申請により駐車場のみ利用可)

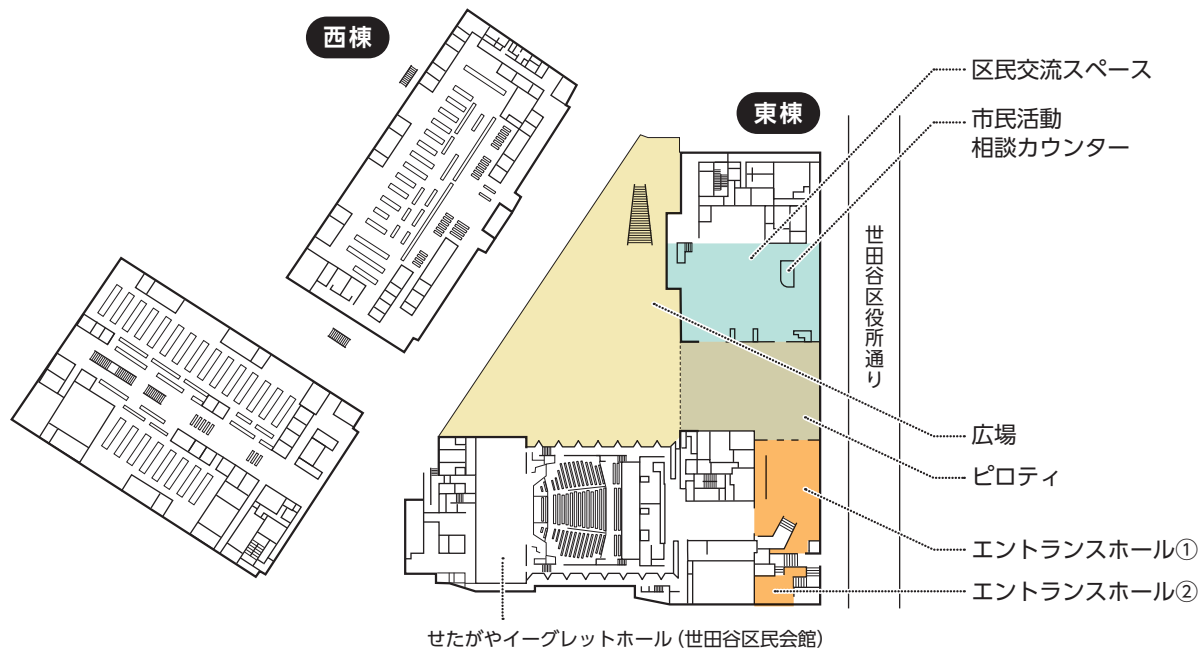


エントランス(イメージ)

本施設には、市民活動を支援するマッチングコーディネーターが常駐しています。マッチングコーディネーターは市民活動団体等の相談を受け、それぞれの活動や課題に応じた情報提供や関係者等の紹介を行います。また新たな活動の立ち上げや活動の発展に向けた伴走支援、交流や協働の機会の創出等を通して、市民活動の活性化を図っていきます。

全体図

1F

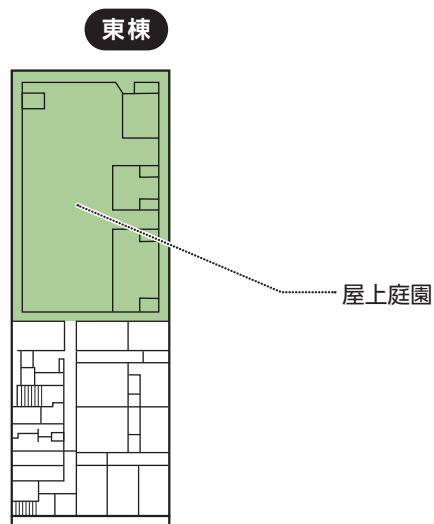


2F



2F テラス (イメージ)

6F



区民交流スペース〈東棟1階〉

運営時間 9:00～22:00 ※活動を伴わない個人利用は8:30～

特徴 ガラス張りかつ扉開放可能構造で、広場やピロティと隣接しているため一体的な活用が可能。また、仕切りのないオープンな空間は、様々な活動や交流の場としてはもちろん、休憩や待ち合わせにも利用できます。

活動想定 【活動利用】音楽イベント、展示、物品販売、研修会（セミナー）、相談会、ワークショップ、講演会、パブリックビューイング、飲食を伴う交流会など
【活動以外での利用】個人での学習、飲食、待ち合わせ、休憩など

連続使用日数上限 イベント・事業・活動：3日間
※上記と連動しない展示などの場所を占有し、かつ運営者が不在となる活動は不可

通常時

カームダウンスペース
障害のある方等の休憩スペースとして利用可能です。



キッズコーナー



**障害者施設
自主生産品コーナー**

総合案内

憩いの空間の創出のため椅子やテーブルを設置します

フリースペース
(利用手続き不要)
憩いの場として自由に利用可能です。

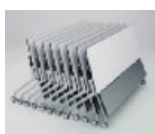


円形スツール

団体活動スペース (利用手続き必要)
様々な活動に応じてレイアウトが変えられるように可動しやすい家具等を用意します(テーブル、イス等)。



イス



長机



ホワイトボード兼展示パネル

●デジタルサイネージ
イベント情報等を発信

エフエムせたがや

コンビニ

交流スペース倉庫
運営事業者事務室

カウンタースペース
(利用手続き不要)
個人学習や休憩等に利用可能です。



ハイカウンター

市民活動相談カウンター
スタッフおよびマッチングコーディネーターが常駐し、活動をサポートします(スタートアップ支援、バージョンアップ支援、マッチング支援等)。

キッチンカウンター
交流会等での飲食時に利用可能。流し台はワークショップでの文具等の洗浄時に利用可能です(シンク2つあり)。また近くに、冷蔵庫、電子レンジ、ケトルを用意しています。なお、火やIHの利用はできません。



キッチンカウンターを囲うパーテーション

団体活動PRコーナー
活動チラシ等を展示・配布します。



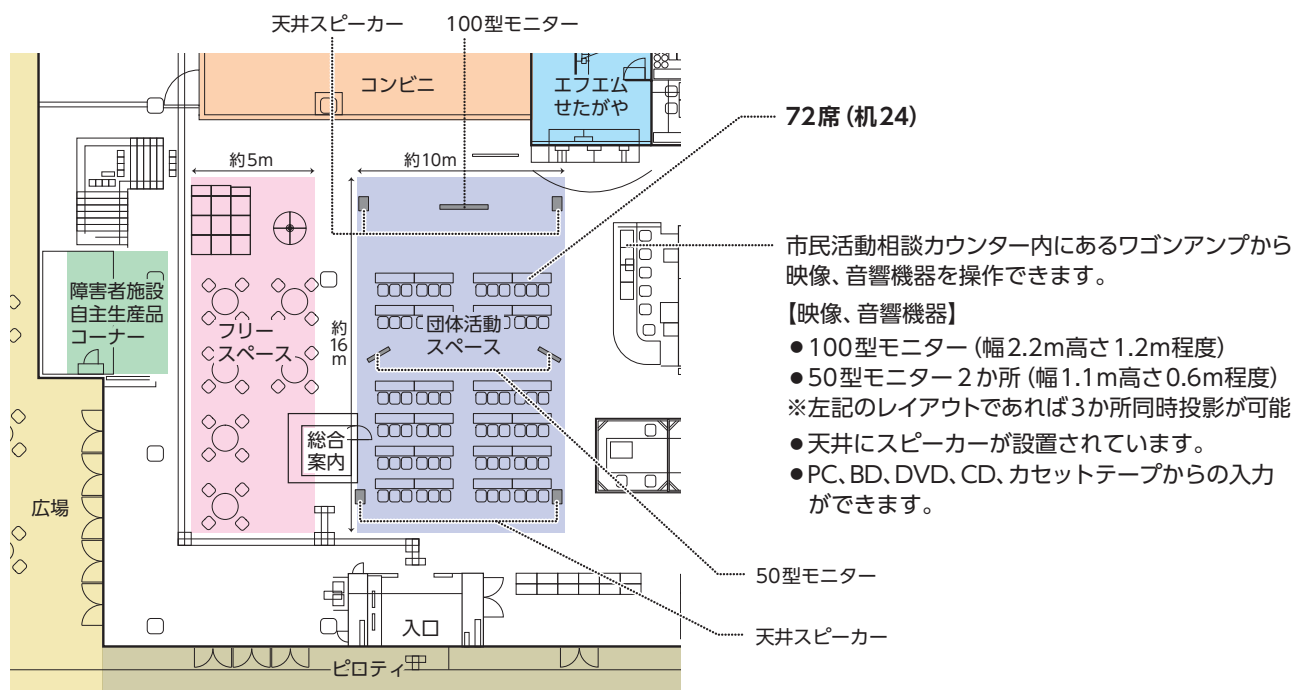
チラシラック

※備品写真はイメージです

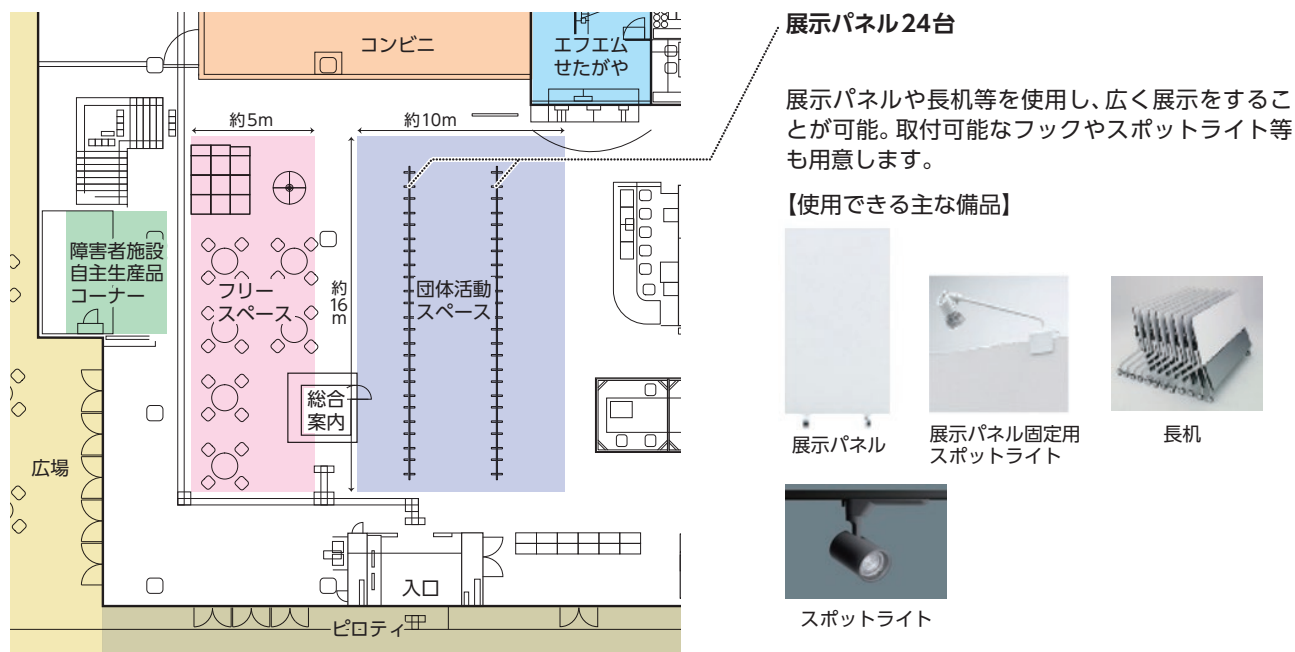
Free Wi-Fi完備

< 団体活動スペースの活用例 >

講演会・パブリックビューイング（レイアウト例）



展 示（レイアウト例）



※イベントや事業、活動と連動したものを想定。運営者が不在となる設置のみの展示は、エントランスホール②M1階（半地下階）または、区民交流室をご利用ください

※備品写真はイメージです

Free Wi-Fi完備

令和9年4月の1か月については、区議区長選挙が告示日の前々日から投票日の翌日まで（11日間）入る予定であるため、日程が確定した場合は当該11日間は、交流スペース内のフリースペースを期日前選挙の会場として使用いたします。その場合、団体活動スペースでは音を出す事業等についてはご遠慮いただく場合があります。

区民交流室〈東棟2階・西棟2階〉

運営時間 9:00～22:00

特徴 独立した部屋のため、落ち着いたクロードな環境で会議や打ち合わせなどができます。令和11年にはキッチン付き交流室も整備予定です。

活動想定 【活動利用のみ】

秘匿情報を扱うワークショップや展示、子ども食堂（キッチン付き交流室）、施設全体を活用して実施するイベント時の出店ブースや控え室としての利用

交流拠点施設は多くの区民や団体等の交流を目的とした場であるため、区民交流スペースをオープンに利用していただくことを基本としています。ただし、秘匿情報を扱う活動や周囲の活動状況との関係の中で区民交流室の利用が必要な場合は、区民交流室の利用をご案内いたします。

連続使用日数上限 イベント・事業・活動：3日間／展示：2週間（販売を伴うブース設置可）
※類似形態は要相談

研修・小規模セミナー等 ※各室定員：約10～20名

区民交流室

約40m²

※利用開始 令和11年4月

区民交流室A

約25m²

区民交流室C

約35m²

区民交流室B

約25m²

区民交流室
(キッチン付き)

約60m²

※開設 令和11年4月

西棟2階

東棟2階

テラス

レストラン

せたがやイーグレットホール
(世田谷区民会館)

エントランス
ホール

ラウンジ

【使用できる主な備品】



ホワイトボード



自立型スクリーン(常設なし)



卓上モニター

※備品写真はイメージです

Free Wi-Fi完備

広場・ピロティ〈1階〉

運営時間

24時間通行可能 ※活動を行う場合は9:00～17:00

特徴

隣接するガラス張りの区民交流スペースと一体的な活用が可能です。区役所通りからくみん窓口への導線に位置し、多くの区民が行き来する場所です。

活動想定

【活動利用】 お祭り、バザー、マルシェ、キッチンカー、飲食、模擬店、ダンスイベント、音楽イベント、スポーツイベント、みどりの寄せ植え教室など
【活動以外での利用】 飲食、待ち合わせ、休憩など

連続使用日数上限

3日間 ※テント等を設置する場合、固定するなどの安全対策が必要

マルシェ

テントを向かい合わせに配置し、間にシェードを設置。また、広場はイベント時のテントを安全に固定できるようにアンカーボルト設置可能です。

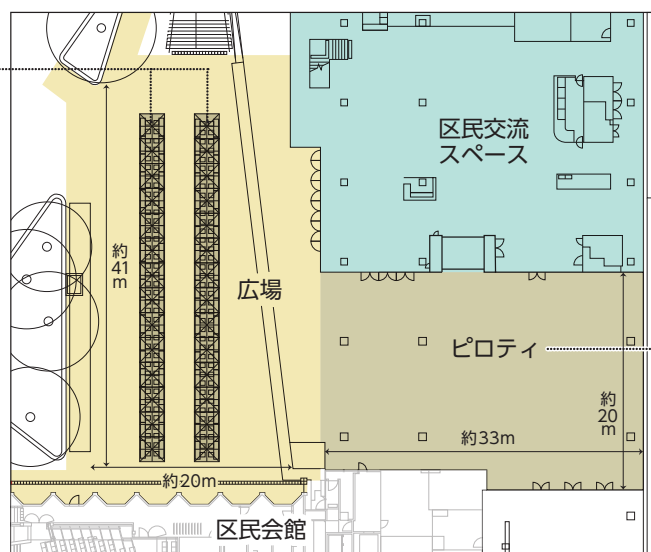
イベント実施時に使用する備品等はある程度準備しているため、会場設営委託経費等をかけずにイベント実施が可能です。
※ただし、テント等備品については主催者にて設置をお願いします



テント



アンカーボルト



広場でのイベントにあわせて天候によらずブース出店が可能です。

音楽・ダンスステージ

中央階段や2階テラスからでも、広場での活動の様子を見ることができます。

区民会館を背にステージを設置し、最大200席程度のイベントステージが実施可能です。



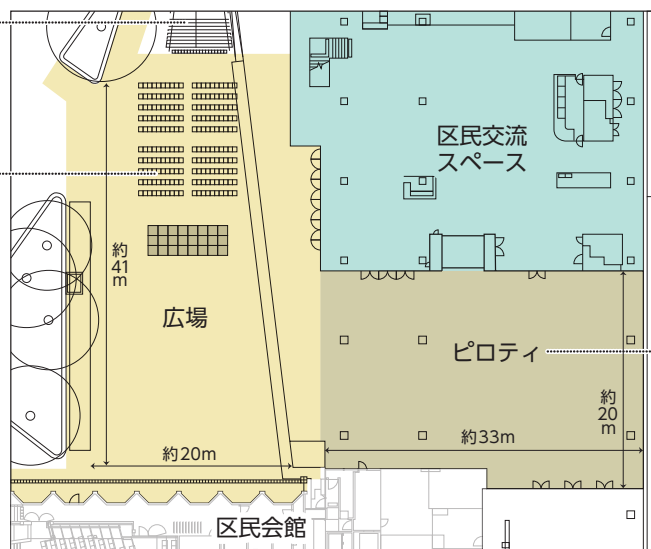
仮設ステージ



芝生



パワードミキサー
・スピーカー



広場でのイベントが雨天時などに実施出来ない場合の代替場所として利用可能です。

※備品写真はイメージです

Free Wi-Fi完備

屋上庭園〈東棟6階〉

運営時間 9:00～17:00 ※個人利用については平日のみ

特徴 花壇や芝生広場、長ベンチ等の設置により区民の憩いの場となる快適な空間です。

活動想定 【活動利用】 芝生広場を活用した研修会（セミナー）、ワークショップ、植栽等の体験事業、環境やみどりに関するイベント、健康体操・ヨガ教室、飲食など

【活動以外での利用】 飲食、待ち合わせ、休憩など

連続使用日数上限 3日間 ※テント等を設置する場合、当日中の設営、撤去が必要

屋上庭園（6階）の日当たり対策

- 南側に10階建ての東1期棟（高層棟）があるため、季節による増減もありますが、一定程度は日陰となります。
- パーゴラには上部に遮光ネットを設置できるようにフックを設置します。
- その他日陰とならない部分は、イベント時にテントの設置等でご対応いただきます。



芝生広場

区民花壇を除き、芝生約100㎡及び30㎡の範囲にて屋上の緑を感じながらヨガ教室や緑のワークショップ等の実施可能です。急な突風のリスクもありますので、テーブルやイス等の備品は常設せずイベント時に設置していただきます。

【使用できる主な備品】



テント



Bluetooth対応
スピーカー



ポータブル
ワイヤレスアンプ、マイク

※備品写真はイメージです

Free Wi-Fi完備

エントランスホール〈東棟1階〉

運営時間

9:00～22:00

特徴

ガラス張りで明るく、隣接する区民会館と一体的な活用が可能です。ホール①は開放感あふれる2層吹き抜けで、レリーフや前川國男氏のギャラリーがあります。工事でやむを得ず伐採した樹木で作られた家具を配し、休憩や待ち合わせ場所としても最適です。

活動想定

【活動利用】ホール①／音楽イベント、ダンス・スポーツイベント（ボッチャ等）、イベントと連動した物品販売など

ホール②／展示、物産展、物品販売、飲食など

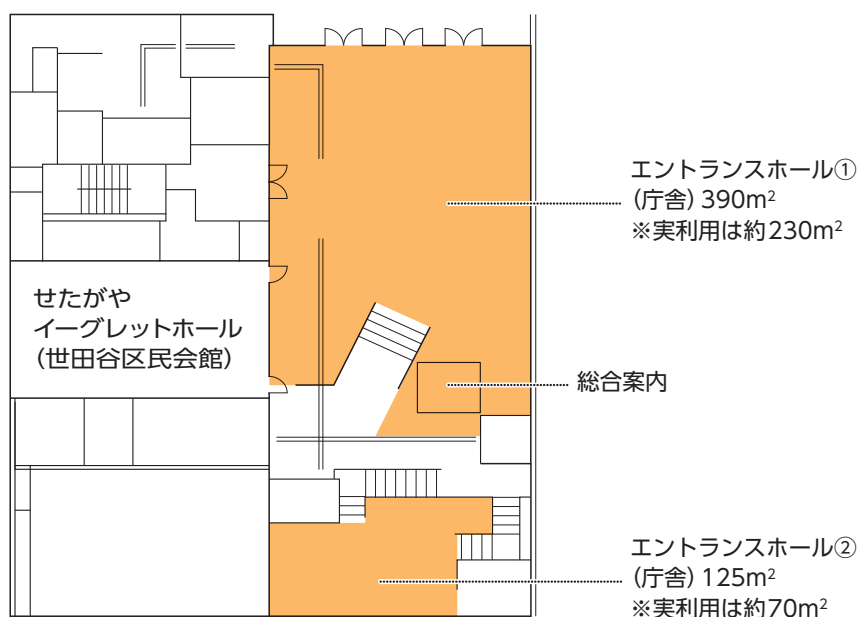
【活動以外での利用】個人での学習、飲食、待ち合わせ、休憩など

連続使用日数上限

ホール①／イベント・事業・活動：3日間 ※左記と連動しない展示などの場所を占有し、かつ運営者が不在となる活動は不可

ホール②／展示：2週間（販売を伴うブース設置は可） ※類似形態は要相談

※せたがやイーグレットホール内のイベント内容との兼ね合いにより、利用調整が生じる場合があります



【使用できる主な備品】



イス



ボッチャセット

※備品写真はイメージです

Free Wi-Fi完備

利用方法

本施設は、予約不要・利用料無料で利用できるスペースを備えており、お気軽にご利用いただけます。個人での休憩や待ち合わせ、学習、飲食は申込不要です。活動で利用する場合には、まず登録が必要になりますので以下の記載をご確認ください。

利用者登録

- 活動利用の方は、公式LINE または窓口カウンターにて利用者登録が事前に必要です。
 - 活動以外での利用の方は、利用者登録不要で利用いただけます。
- ※ 区民交流スペース内団体活動スペース・区民交流室は個人利用できません

利用申請

- 活動利用の方は、以下の表のとおり、予約不要、当日手続きで利用できるものと、予約（事前相談）が必要なものに分かれます。予約が必要な活動は、事前に公式LINEまたは窓口カウンターより申し込みください。
- 活動以外での利用の方は、申し込み不要です。

利用申し込み

- 利用日の13か月前からお申し込み頂けます。
- 予約が必要なイベントにつきましては、利用日14日前までにお申し込みください。それ以降の日程につきましては、当日の空き時間利用となります。

利用調整※

- 利用調整のうえ、翌月（利用日の12か月前）の月末に結果を公表します。
- ※ 利用調整とは、団体や個人等が活動実施等に際して施設の利用を希望する場合、様々な世代、多くの団体が利用できるよう、また最大限の活動ができるよう場所や日時含めた調整を行います

利用時間

準備・片付け含む1時間単位でのご利用です。

支払い

当日、利用前に窓口カウンターにてお支払いください。

利用当日

窓口カウンターにて、利用依頼書をご提示いただき、ご利用ください。

変更・取り消し

施設利用に変更やキャンセルが決まりましたら、速やかにお申し出ください。

利用者登録

利用申し込み

利用調整

利用確定

支払い

利用当日



世田谷区公式LINE
施設利用申込について

予約不要・当日手続き	予約（事前相談）が必要な活動等
● 打合せ、会議 ● 趣味、サークル活動 (事前周知、事前の会場確保が不要な活動) ※上記活動は、多くの市民や団体等の交流を目的としていることから、原則区民交流スペースをシェアしてオープンに利用して頂きます。ただし、秘匿情報を扱う活動や、空きスペースがない場合などは区民交流室をご案内します	● 講演会、ワークショップ等、対外的な活動（区民等に広く事前周知し、参加者を募集して実施する活動や、団体等の交流や区民参加を伴う活動で、予め一定程度の場所の確保が必要な活動） ● 1日以上（終日以上）継続しての活動 ● 区外団体（全ての構成員が区民以外の団体）の活動、区民ではない個人の活動 ● 物品販売等参加者から料金徴収をする活動 ● 飲食物の販売や提供を行う活動 ● 音楽やダンス、演劇等の公衆に見せ、また聴かせる活動 ● 音楽や大きな音が伴う活動 ● 区民交流スペースにて、スクリーンや音響設備等を利用する活動 ● 広場・ピロティ、屋上庭園での活動、またテントや音響機器、ステージに係る設備や備品等を利用する活動 ● エントランスホール、ラウンジでの活動 ● 民間企業等の活動、事業（収益を伴うものや賑わい事業） ● 秘匿情報を扱う活動（区民交流室の利用） ● 総会等団体内で日程調整を伴う、団体メンバーのみの活動については、通常活動で交流拠点施設を利用している団体を条件とする（通常活動で交流拠点施設を利用していない場合は、けやきネットを通じた公共施設を利用してください）。

NPO団体等

凡例： 活動エリアの限定 無し 活動エリアの限定 有り

NPO、NPO法人、任意の団体、町会・自治会、PTA、日赤奉仕団、高齢者クラブ、生涯ネットワーク団体、行政委嘱団体（身近なまちづくり委員会等）、消防団、商店会、商店街振興組合、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人 等
※個人による活動も含む

活動・事業	具体例	参加者からの料金徴収の有無	施設利用の可否	営利・非営利の判断
公益性を有する活動・事業 ※以下全てを満たす活動 (1) 区民の生活、文化、または教養の向上に寄与する活動・事業（趣味、娯楽、スポーツなどの活動も含む） (2) 原則、情報公開できる活動・事業であること (3) 政治や宗教活動を目的としない活動・事業であること (4) 公序良俗に反しない活動・事業であること (5) 暴力団の利益にならない活動・事業であること	打ち合わせ・会議	問わない	○	非営利
	趣味・サークル活動			
	講習会・ワークショップ （団体等の成果発表等）			
	マルシェ			

民間企業等

株式会社、有限会社、学校法人、医療法人 等

活動・事業	具体例	参加者からの料金徴収の有無	施設利用の可否	営利・非営利の判断
企業、営利組織等が行う、区民の生活、文化または教養の向上に寄与する以下の活動・事業 (1) 社会貢献活動 (2) CSR（企業の社会的責任）に係る活動 (3) ソーシャルビジネスに関する事業 （社会問題の解決を目的としたビジネス） (4) コミュニティビジネスに関する事業 （地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決する事業） (5) 交流拠点賑わい創出事業	子ども食堂、講座・セミナー、商品の無償提供、試食 (1) 社会貢献活動 (2) CSR（企業の社会的責任）に係る活動 (3) ソーシャルビジネスに関する事業 (4) コミュニティビジネスに関する事業	無し	○	非営利
	興行イベント （マルシェ、物販、ビールフェスタ等） (5) 交流拠点賑わい創出事業 ※(1)～(4)についても参加者から料金徴収する場合は(5)同様に活動エリアを限定する	有り	○	営利
民間企業等の通常の営利事業	打ち合わせ・会議 ※利用可の活動に関するものを除く	問わない	×	—
	月謝が伴う〇〇教室	有り（月謝）	×	—

区

活動・事業	具体例	参加者からの料金徴収の有無	施設利用の可否	営利・非営利の判断
● 区が主催または共催する区民対象の事業 ● 区と団体等が協働して行う事業	〇〇まつり、〇〇フェアなど	問わない	○	—

NPO団体等の非営利利用の料金表

場 所	広さ※ ¹ (㎡)	区内団体				区外団体	
		一日以内利用 (4h料金額)		一日を超える利用 (4h料金額)		一日以内利用または 1日を超える利用 (4h料金額)	
		区との協働※ ²					
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
区民交流スペース	160	無料	無料	無料	250円	250円	500円
区民交流室 A	25				50円	50円	100円
区民交流室 B	25				50円	50円	100円
区民交流室 C	35				50円	50円	100円
区民交流室 ※ ³	40				50円	50円	100円
区民交流室5(キッチン付き) ※ ⁴	60				100円	100円	200円
広場	820				1,300円	1,300円	2,600円
ピロティ	340				550円	550円	1,100円
屋上庭園	270				400円	400円	800円
エントランスホール1	230				350円	350円	700円
エントランスホール2	70				100円	100円	200円

※¹ 広さ(㎡)…活動可能な有効面積を参考に記載

※² 区との協働…区の事業や区との共催事業(公用事業等)を除く、区の後援事業や区との連携、協力事業

※³・⁴ 利用開始 令和11年4月

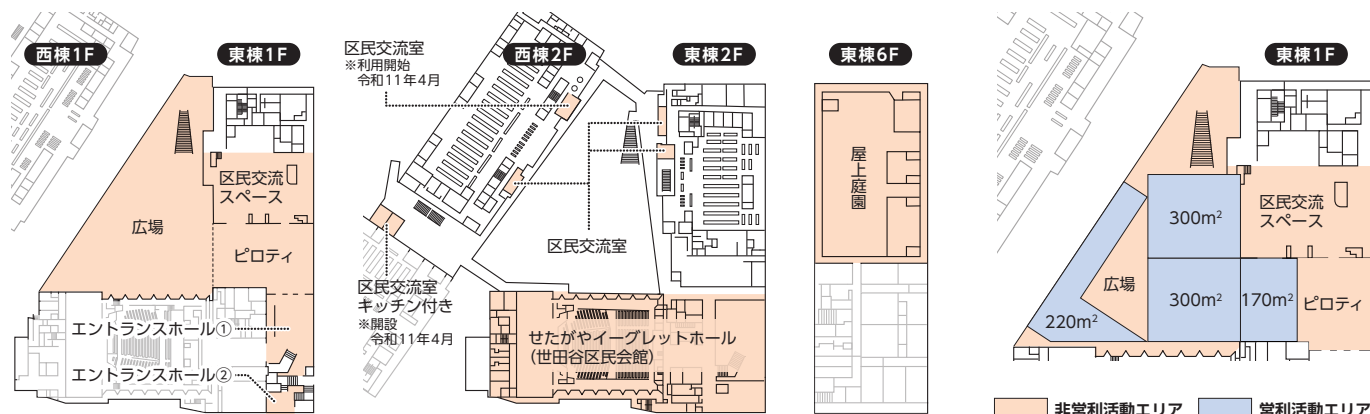
民間企業等の営利利用の料金表

広さ (㎡)	想 定	㎡単価 (1h)	区内民間企業等一日以内利用または一日を超える利用					
			土日祝			平日(土日祝の2/3)		
			1時間	4時間	8時間	1時間	4時間	8時間
10	キッチンカー1台、テント1張	50円	500円	2,000円	4,000円	300円	1,200円	2,400円
20		50円	1,000円	4,000円	8,000円	700円	2,800円	5,600円
30		50円	1,500円	6,000円	12,000円	1,000円	4,000円	8,000円
40		50円	2,000円	8,000円	16,000円	1,300円	5,200円	10,400円
50		50円	2,500円	10,000円	20,000円	1,700円	6,800円	13,600円
100		30円	3,000円	12,000円	24,000円	2,000円	8,000円	16,000円
170	ピロティ全体	30円	5,100円	20,400円	40,800円	3,400円	13,600円	27,200円
300		20円	6,000円	24,000円	48,000円	4,000円	16,000円	32,000円
600	広場(300㎡×2)	15円	9,000円	36,000円	72,000円	6,000円	24,000円	48,000円
820	広場全体	15円	12,300円	49,200円	98,400円	8,200円	32,800円	65,600円
990	広場、ピロティ全体	15円	14,850円	59,400円	118,800円	9,900円	39,600円	79,200円

※区内民間企業等で区との協働の場合は、上記一覧表金額の半額(5割減)とする

※区との協働…区の事業や区との共催事業(公用事業等)を除く、区の後援事業や区との連携、協力事業

※区外民間企業等の利用の場合は、上記金額の1.5倍(5割増)の額とする。ただし、区との協働場合は、上記一覧表金額の通りとする



< 使用時間について >

1時間単位での利用となります。準備及び後片付けに要する時間も含まれています。

※午前、午後、夜間等の区分はありません

< 時間帯等による活動制限について >

以下の事例については活動を制限する場合があります。

- 平日日中は職員の執務室への配慮（アルコールを伴う活動や音が出る活動）
- 夜間は、近隣への配慮（音が出る活動）

< Wi-Fi について >

Free Wi-Fi が利用できます（屋外含む）。

< 駐輪場、駐車場や広場等への車両の進入について >

駐輪場

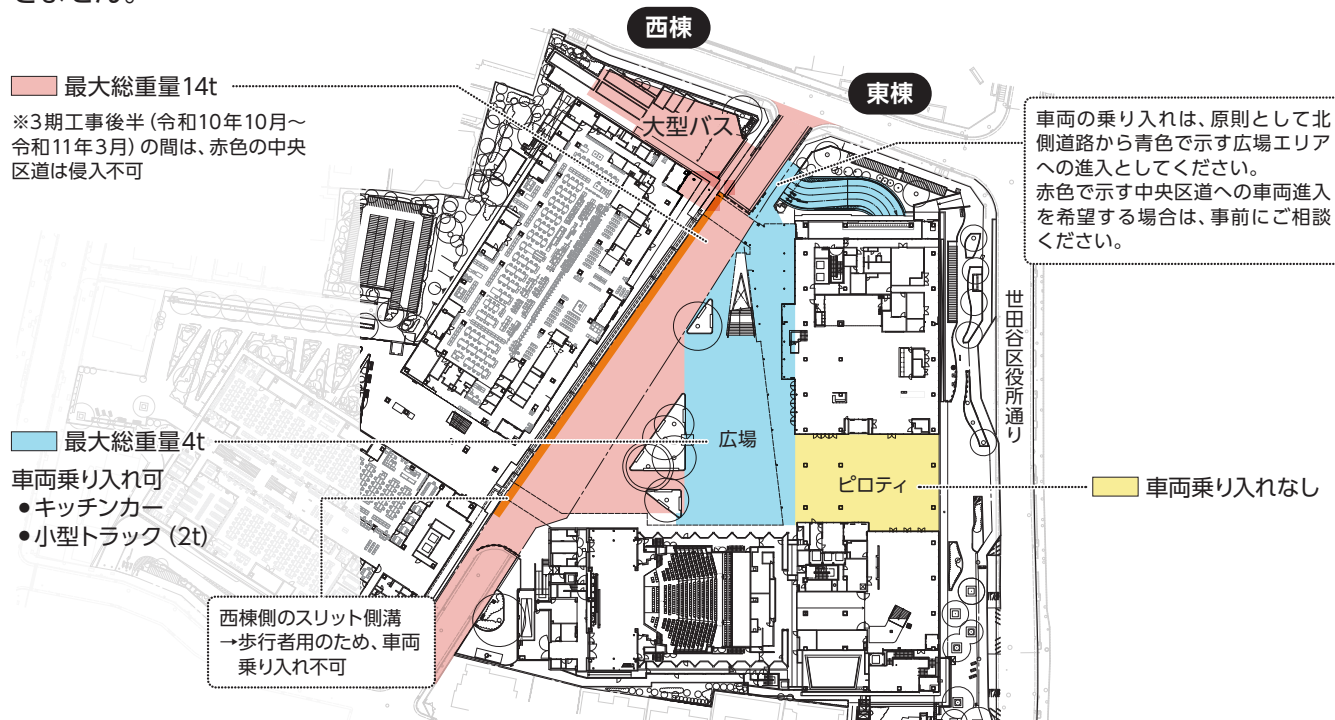
原則として公共交通機関での来場をお願いします。

駐車場

イベントや活動等の利用の主催者に限り、事前申請により利用ができます（駐車台数が限られているため、複数の依頼があった場合は調整させていただきます）。

車両進入制限

広場への車両の進入については、下記のとおり荷重制限がございます。なお、ピロティへの車両の進入はできません。



広場への搬出入時の車両の導線について

- 広場への車両の進入については、経路に指定があります。詳細は事前相談時にご説明させていただきます。
- 3期工事中（令和8年9月～令和11年3月）の期間においては、広場横の中央道路は、平日日中は工事車両の導線として使用されます。また3期工事後半期間（令和10年10月～令和11年3月）については、歩行者専用道路に変更するための舗装工事を行います。

<音・パフォーマンス・イベント等について>

近隣住宅への配慮が必要となるため、大きな音が出るイベント等は実施できません。詳細は事前にご相談ください。

<飲食の販売・提供、物販について>

飲食の販売・提供、物販の実施も可能です。詳細については事前にご相談ください。保健所等への手続きについてご案内いたします。確認や準備に時間がかかる可能性があるため、日程に余裕をもってご相談をお願いします。

<飲酒について>

- 交流会時など、イベントや活動等の利用の場合、主催者が責任を持って対応することを前提に飲酒を伴う活動も可能とします。
- 平日日中は不可となります。

<喫煙について>

- 館内及び敷地内は全面禁煙です。
- 電子たばこ・加熱式たばこを含むすべての喫煙はできません。
- 利用者及び近隣住民の安全・快適な利用環境の確保にご協力ください。

<清掃及びごみの処分方法について>

- ごみ箱は設置していないため、原則お持ち帰りをお願いします。
- イベントや活動等を行った際に発生するごみについては、分別や抑制を徹底した上であれば区庁舎にて廃棄が可能です。

<火気使用（調理）について>

- 室内における火気使用はできません。 ※3期工事で完成する区民交流室（キッチン付き）を除く
- 広場等における模擬店等に係る火気使用については、事前相談や届出等が必要になります。詳細はご相談ください。

<安全管理・緊急時対応について>

使用条件、係員の指示の順守

使用の条件、目的に違反したときや、係員の指示に従わないときは使用をお断りする場合がございます。

持込品の制限

危険物、運搬が困難な重量のあるもの、または大きなもの、館内が汚損するおそれのあるものの持込はお断りさせていただきます。

非常時の避難誘導

非常の際には、主催者は係員を配置し、来場者の避難誘導を速やかに行ってください。

災害・緊急時の対策

災害、緊急事態発生時に備えて参加者の避難・誘導、緊急連絡、応急処置について対応できるようにしてください。その他、事故発生時には、必ず当施設の担当者にご連絡ください。

不可抗力の場合の措置

天災地変、交通機関のトラブル等不可抗力によって催事が実施できない場合、また、不測の事故等により、利用者に事故が生じた際は、当施設ではその責任を負いかねますので予めご了承ください。

< 退出時について >

利用が終わりましたら、貸出備品はすべて所定の場所に返却、原状回復し、市民活動相談カウンターまで終了報告をお願いいたします。

持ち込んだ材料、機材、用具などは、必ずお持ち帰りください（保管は致しません）。

施設等を破損、亡失した時は、係員の指示に従って対応してください。

施設等の損傷や亡失を見つけた時は、ご一報ください。

< 禁止事項・利用制限について >

区役所庁舎内における施設のため、庁内において以下記載の行為はご遠慮ください。

禁止事項

- 大音響で拡声器を使用すること又は通路の占拠等の行為により通行を妨げること。
- 寝泊りをし、私物の設置又は放置をする等、庁舎の一部を占有すること。
- 清潔保持を妨げ、又は美観を損なう行為をすること。
- 凶器、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- 庁舎その他の物件を損壊すること。
- 庁舎の他の利用者、職員等に危害を及ぼす行為をすること。
- 面会を強要すること。
- 前述に定めるもののほか、庁舎における秩序を乱し、公務の円滑な遂行を妨げること。

< 損害の賠償について >

施設、付帯設備、及び器具等を破損又は紛失した場合は、その原因に関わらず利用者にその損害を賠償していただきます。破損、紛失した場合は、速やかに市民活動相談カウンターへご連絡ください。

※利用目的・利用条件・利用に関する規定を守り、当施設の係員の指示に従うようお願いいたします。施設の利用により暴力団の活動を助長する等のおそれがある場合は、利用の承認をせず、また承認後においても承認を取消することがあります